

「北九州市地域資源を活用した持続可能な観光推進計画」にかかる
観光関連施設の立地に関する実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北九州市開発審査会審査基準第23号に規定する市街化調整区域において観光振興の観点から必要であり、地域住民等による合意形成がなされていると認められる建築物(以下、「観光関連施設」という。)の開発・建築の申請について、「北九州市地域資源を活用した持続可能な観光推進計画」(以下、「観光推計画」という。)に定める事項(区域、事業内容、要件)を、北九州市の担当部局が、審査等を行うにあたり必要な事項を定める。

(北九州市の担当部局)

第2条 北九州市の担当部局は、北九州市都市戦略局都市再生推進部都市再生企画課とする。

(申請書の提出)

第3条 観光関連施設を立地しようとする者(以下「申請者」という。)は、観光関連施設立地計画申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を担当部局に提出しなければならない。

(事業内容等の予備審査)

第4条 担当部局は、提出された申請書に基づき、地域の観光振興等への寄与について、別表の審査基準により、事業内容を予備審査し、必要に応じて現地調査を実施する。

2 予備審査においては、申請内容に従い、必要に応じて北九州市の関係部局と協議を行う。

3 予備審査の結果、当該施設の必要性が認められる場合は、申請者に対し、次に掲げる書類の提出を求め、申請者は、求めに応じて書類を提出しなければならない。

(1)地域住民等への説明・合意の状況(様式第2号)

(2)観光関連施設の立地申請に関する誓約書(様式第3号)

(地域住民等への説明・合意形成)

第5条 申請者は、前条第3項第1号に掲げる書類を提出する前に、地域住民等に対して事業計画に関する説明会などを開催し、その大半から合意を得なければならない。

2 前項の説明会などの対象範囲については、担当部局と協議を行った上で、決定するものとする。

3 申請者は、前条第3項第1号に規定する書類の提出と併せて、当該施設の立地について地域住民等の合意が図られていることを示すため、自治会や町内会等の会議等において観光関連施設の立地について合意が得られたことが分かる書類等を提出しなければならない。

(事業内容等の審査及び確認)

第6条 担当部局は、第4条第3項の書類に基づく地域住民等への説明・合意や立地にかかる誓約について審査及び確認を行う。

(北九州市開発審査会への意見書の提出)

第7条 担当部局は、審査及び確認の結果、観光推進計画に定める事項に該当するものとして認められる場合には、北九州市開発審査会に対し、意見書を提出するものとする。

(事業の確認等)

第8条 担当部局は、当該事業の進捗状況を確認し、第3条に基づき申請のあった事業が行われていないと認める場合は、関係する部局を通じて申請者に対して事業内容の適正な履行を求めることができる。

別表

審査基準	・北九州市地域資源を活用した持続可能な観光推進計画に適合する事業であること。 ・地域の農林水産物、歴史・文化資源、自然景観など地域の観光資源の活用により、当該地域への集客を促進し、地域の観光促進に寄与することが見込まれ、周囲との調和が図られる施設であること。
------	--

備考 審査に当たっては、当該建築物の立地が関係法令の規定により求められる許可・認可・同意がなされること(なされる見込みがあることを含む。)を条件とする。

観光関連施設立地計画申請書

令和 年 月 日

北九州市担当部局課長

申請者(事業者)
住所
氏名(法人の場合は名称及び代表者の氏名)
※建物の賃貸借等の場合は、所有者と連名で記載

「北九州市地域資源を活用した持続可能な観光推進計画」にかかる観光関連施設の立地に関する実施要領第3条の規定に基づき、本申請書を提出します。

1 事業者名および事業所所在地

事業者名 (法人の場合は名称 及び代表者名)	
事業所所在地	
連絡先	担当者: 電話: E-mail:

2 建築物等の概要 ※□は該当する箇所に「✓」を記載

立地予定地	北九州市
建築物用途	
区分	<input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 賃借
敷地面積	m ²
延べ床面積	m ²
道路(幅員)	公道・市道(幅員) m

【添付書類】

- ・予定地の位置図(近隣の状況等が分かるもの)、字図、登記事項証明書(登記簿謄本)
- ・現地写真(予定地とその周辺の状況が分かるもの)

エ 周囲との調和

※地域住民等への配慮、自然との共生・調和など観光地としての考えかたを自由に記載。

(3)事業実施により期待できる効果

(記入例)

- ・地域の観光資源である〇〇を活かし、知らせることで地域の魅力を向上させ観光客の呼び込みにつなげる。
- ・地域の観光資源である〇〇を用いた商品を開発・販売することで、地域の魅力を向上させ、集客促進、また観光客の満足度の向上につなげる。

(4)事業実施スケジュール(開発行為等の手続き完了後から、事業開始まで)

(記入例)

- ・〇年〇月 土地造成等開始
- ・〇年〇月 建築開始
- ・〇年〇月 建築完了
- ・〇年〇月 開業

(5)特記事項

【北九州市開発審査会審査基準但し書に該当する場合は必要性等を記載】

(記入例)

- ・予定建築物の敷地規模が1,000㎡を超えるが、現地の観光資源を活用し、より多数の観光客を迎え入れるため、敷地全体を活用し事業を展開するために必要である。

地域住民等への説明・合意の状況(報告書)

令和 年 月 日

北九州市担当部局課長

申請者

住所

氏名(法人の場合は名称及び代表者の氏名)

※建物の賃貸借等の場合は、所有者と連名で記載

1 説明会等の開催日時

2 主な参加者及び参加人数

3 参加者等からの意見・要望等

4 上記に対する考え方

※ 対象範囲については、事前に担当部局と協議を行ってください。

【添付書類】

・当該施設の立地について、地域住民等の大半の合意が得られていることを示す書類(例:自治会や町内会等の議事録若しくは同意書(様式任意)など)

観光関連施設の立地申請に関する誓約書

令和 年 月 日

北九州市担当部局課長

申請者

住所

氏名(法人の場合は名称及び代表者の氏名)

(自署若しくは押印)

※建物の賃貸借等の場合は、所有者と連名で記載

私は、「北九州市地域資源を活用した持続可能な観光推進計画」にかかる観光関連施設の立地に関する実施要領に基づく申請にあたり、以下のとおり誓約いたします。

- ① 申請書類一式(観光関連施設立地計画申請書、開発審査会審査願、開発行為許可申請書及びその関係資料など)の内容に重大な不備や虚偽の記載がないこと。
- ② 申請内容及び地域住民等の合意に基づき適正に事業を履行すること。
- ③ 重要事項(施設所有者、施設計画、事業内容等)を変更する場合は、都市計画法に基づき必要な手続きを行うこと。

なお、誓約内容に反した場合は、同要領に基づく申請は無効とされ、この制度を利用して受けた都市計画法上の開発許可が取り消され、その後の北九州市の指導に従います。

ほか、本申請を経て開発許可を受けた土地や施設を第三者に譲渡する場合は、あらかじめ市に報告するとともに、あらかじめ、都市計画法に基づく許認可等の手続きを行うことを第三者に十分に申し伝えます。